平成２９年（フ）第７７号
広島県福山市東町１丁目４番10号　ひかり荘Ｂ－２
債務者　廣江　浩子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第９０号
広島県福山市東深津町３丁目９番10号　しゃるむ竹の葉102
債務者　岡崎美奈子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第６６号
愛媛県四国中央市下川町677番地１、前住所愛媛県四国中央市中之庄町772番地３　ハイツ坂上103号
債務者　西山　達也
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２５号
福岡県田川市大字伊田2736番地１　三井伊田三井伊田団地26－３－３
債務者　皿海　　舞（旧姓春永）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第５５号
佐賀県唐津市佐志浜町4230番地
債務者　船岡　龍二（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４号
長崎県対馬市美津島町黒瀬342番地、前住所長崎県対馬市厳原町下原486番地　Ｃ棟403号
債務者　勝山　秀一
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第６号
長崎県対馬市厳原町小浦306番地、前住所長崎県対馬市厳原町小浦296番地
債務者　梅野　優二
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
大分市大字里1425番地の１
債務者　吉村　　葵
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４７号
大分市大字政所2227番地の３（ヤングヴィレッジⅠ301）
債務者　石川　裕樹
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8467番地　パークハウスたかつきＢ棟101
債務者　永友　志穂（旧姓清山）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６号
宮崎県都城市都北町7514番地
債務者　西川三千子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第７６号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1581番地７県営住宅82―201棟301号
債務者　吉田　政次
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３７号
鹿児島県伊佐市菱刈川北2084番地30　湯之尾新町団地　８号
債務者　前村　　翔
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
鹿児島県霧島市国分松木町５番14号　クリエイト101
債務者　添田　絵里（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
鹿児島県姶良市西姶良３丁目17番５号
債務者　竹之内浩二
1　決定年月日時　平成29年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第４８５８号
東京都杉並区高円寺南５丁目11―26―108
債務者　樋口　絵美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部